

第8回教育研究評議会議事要録

1 日 時 平成16年10月22日(金) 13:30~15:26

2 場 所 事務局第1会議室

3 議 事

(1) 評価基礎データベースの整備と運用に係る基本方針(案)について

議長から、評価基礎データベースの整備と運用に係る基本方針(案)について審議の提案があった。

引き続き、理事(総務・企画担当)から、大学評価委員会における審議経過、学内説明会の開催など本件についての検討経過等の説明があった後、本基本方針(案)について、資料1に基づき説明があった。

次いで、本基本方針(案)に対するこれまでの部局からの質問・意見等について、大要次のような説明があった。

- ・ 学内の既存のデータベース等との整合性を図るようにして欲しいとの意見に関しては、できるだけ既存のデータベースを活用できるような方法で検討したい。具体的には、今後、データベースを構築していく中で見えてくるものと考えている。
- ・ 附属病院における評価は非常に特殊であり、特に個々のデータベースの入力については他部局と異なるところが多いとの意見に関しては、附属病院の担当者と十分に調整を行った上でデータベースの構築を進めたいと考えている。
- ・ 本学における教員の個人評価と教員等の基礎データベースとは連動させるべきとの意見、あるいは教員の任期制に伴う教員の個人評価の際に評価基礎データベースを活用させるべきではないかとの意見に関しては、教員の個人評価は部局で実施するものであり、部局における評価基礎データベースの活用方法などは、現時点では各部局の判断に任せることとしたいと考えている。
- ・ 本学の組織等評価や個人評価にも活用できる項目を含んだデータベースを構築して欲しいとの意見に関しては、本データベースは基本的には法人評価及び認証評価に対応するためのものであるが、教員等が入力するデータの中には個人評価に必要な項目が含まれているので、本データベースを部局における個人評価に利用するかどうかについては部局の判断に任せることとしたいと考えている。
- ・ 過去に行った評価のデータベースの利用に関する意見に対しては、法人評価あるいは認証評価を受けるに当たり、過去何年分のデータが必要であるか明示されていないので、今後具体的に判明した時点で検討することとしたいと考えている。
- ・ 評価基礎データベースが評価以外のところで利用することが可能であるとの表現に対し、データベースの利用を無制限に拡大しないよう注意願いたいとの意見に関

しては、情報セキュリティポリシーや個人情報の保護の観点を踏まえて整備していくと考えている。

- ・ 評価室の位置付けを十分に議論した上で慎重に取扱い願いたいとの意見に関しては、評価室の構成、業務等を十分に検討した上で設置することとし、検討の過程で意見等を伺っていきたいと考えている。

これに対し、大要次のような意見交換があった。

- 平成9年から平成13年までの5年間分の教員の個人評価をまとめたが、次の5年間の個人評価の取扱いはどうなるか。
- △ 教員の個人評価そのものは部局で実施する評価なので、次の5年間の個人評価についても各部局で実施することとなる。本評価基礎データベースの整備は、法人評価と認証評価に係るデータベースの構築であり、教員の個人評価とは異なるものである。しかし、本評価基礎データを教員の個人評価の際のデータとして利用することは、各部局に任せることとしたい。
- 法人評価及び認証評価の内容がまだ確定しておらず、評価の項目も具体的に分からない状況で準備を進める必要があるのか。
- △ 大学評価・学位授与機構や大学基準協会からいくつつかの案が出されており、教育面に関しては、必要となる評価の観点が大筋見えてきており、そのような状況の中で評価基礎データベースの構築を進めている。
- 法人評価と認証評価の違いを明確にした上で評価基礎データベースの整備と運用に係る基本方針を示した方が、データ収集が行いやすいのではないか。
- △ 認証評価については、大学として基本的な条件を満たしているかを評価するものであるが、法人評価については、どのような観点で評価を行うかが示されていない状況である。しかし、評価のシステムが見えてきた時点で動き出しても、時間的に切迫してデータの収集が困難になる恐れがあるので、評価基礎データベースを早く構築する必要があると考えている。
- 全学基礎データベースの中の部局ごとのまとまりが、個人の評価の集積と考えてよいか。
- △ 全学基礎データベースの中の部局ごとのまとまりが個人の評価の集積となる場合と、教員等の基礎データベースが直接評価基礎データベースに移行する場合の両方の流れがあると考えられる。
- 教員等の基礎データベースについては、評価のための入力項目等が明確になるまでは他の者が見ることができないようにすれば、教員も安心できるのではないか。
- △ 具体的に個々のデータ項目が示されていないので、不安になるのも理解できるが、教員等基礎データベースに入力するデータは、公的な職務として、大学の教員としての活動が基本であり、教員としての活動内容以外のプライベートな部分が含まれることはなく、部局長や学長がデータを見る能够性は許されるべきだと判断

断している。

- 教員等の基礎データベースについては、「本人が他へ利用可」となっているにもかかわらず、具体的な項目がわからない状況なので、心配である。
- △ 教員等の基礎データベースは、本人のみが他へ利用することができるシステムを構築したいと考えている。本件は、個々のデータの項目等が具体的に見えないと議論も前に進まないと思うので、できるだ早い時期に評価の観点と個々のデータ項目を示して、再度部局の意見を伺いたいと考えている。
- 評価基礎データベースを構築する上で、データの項目数あるいはどこまでデータを求めるかの問題があり、将来的にこのデータシステムを他に利用するならば、その内容により部局での利用の仕方も変わってくるので、ある程度見えてきた段階で明確にしてもらいたい。
- △ 評価基礎データベースは、あくまでも第三者評価に対応したデータベースシステムであるが、このデータベースを基礎として、大学全体のデータベースシステムに拡大すべきであると考えており、将来的には情報政策委員会での議論も踏まえながら構築していく必要があると考えている。
- 資料の図を見ると、一番上に評価室が示されているため、入力したデータ全てを評価室が評価するものと受け取られるのではないか。また、個人が入力したデータが正しいかどうかをチェックする機能が必要ではないか。
- △ 法人評価及び認証評価を受けるに当たって、大学全体として進めていく組織がまだ明確になっていない状況である。評価基礎データベースの構築と同時に、法人評価・認証評価を含めた第三者評価を受ける手順、組織等に関して、大学全体として評価活動を遂行するシステムを早急に組み立てなければならない。その中で、評価室の位置づけが見えてくるものと考えており、早急に議論を進めていかなければならないと考えている。
- 附属病院の技術職員等の評価は、第三者評価の際にどのような位置づけとなるか説明願いたい。
- △ 法人評価の際に附属病院がどのような評価の位置づけとなるのか具体的に見えない状況であるが、技術職員については内容を細かく規定する必要があると考えられるので、附属病院側と評価の観点等を十分にを摺り合わせた上で検討を進めていきたい。
- 認証評価を、学位授与機構あるいは大学基準協会のいずれで受けるかについては、最終的に何を基準に判断するのか。
- △ 法人評価の際の教育と研究の評価は大学評価・学位授与機構に付託され、国立大学法人評価委員会はその結果を尊重することとなっている。認証評価機関としては大学評価・学位授与機構と大学基準協会が考えられるが、評価の際に要求されるデータの項目等を考えれば、法人評価と同じ大学評価・学位授与機構の方が良いのではないかとも考えられる。しかし、評価の際の金額、費用等が示されていないこと

もあり、また、希望する日程で評価を受けられるかどうかも考慮しなければならず、認証評価を受ける機関については、まだ決定していない。

以上のような意見交換を受け、審議の結果、評価基礎データベースの整備と運用に係る基本方針（案）については大筋了承され、細目については、具体的な評価の内容等が明らかになった時点で更に検討願うこととなった。

(2) 長崎大学における教員の任期に関する規則の一部改正について

議長から、長崎大学における教員の任期に関する規則の一部改正について審議の提案があった。

引き続き、理事（人事・教育担当）から、アドミッションセンター実施部門に雇用される専任教員に対して任期制を導入する旨の改正理由の説明の後、本規則の改正内容について資料2に基づき説明があり、審議の結果、原案どおり改正することが了承された。

なお、昇任等で職名が変わる場合の任期の取扱いについて質問があり、理事（人事・教育担当）から、昇任選考の際には、昇任から起算し5年間の任期となることを考慮してその判断を行う必要があると考えている旨の説明があった。

(3) 外国人教師の取扱いについて

議長から、外国人教師の取扱いについて審議の提案があった。

引き続き、理事（人事・教育担当）から、外国人教師に関する文部科学省の運用方針及び本学における取扱いについて資料3に基づき説明があり、審議の結果、外国人教師の取扱いについては、原案のとおり了承された。また、議長から、外国人教師に対しては、今後、教員としての評価を実施する必要がある旨の説明が加えられた。

なお、審議の過程で、大要次のような意見交換があった。

- 経過措置として、本人の承諾が得られた後実施するとあるが、本人の承諾が得られない場合の取扱いはどうなるか。
- △ 本人の承諾が得られない場合は、これまでどおり1年契約となり、毎年評価を行った上で、必要であれば再度1年間の契約を結ぶ取扱いになると考えている。
- 教育学部の外国人教師については、学校教育におけるネイティブの英語教育の必要性を文部科学省に説明し、外国人教師の枠を獲得した経緯がある。また、本学部の外国人教師は、学部教育と大学院教育の両方を担当しており、一般の教員よりも多くの授業を担当している。採用時においては、相応の資格を有する者を採用しており、学生からの評価も高い。カリキュラムは4年間分を新入生に提示する必要があることから、今後5年後の見通しが立った時点で再度相談願いたい。本学部としては、カリキュラムを編成する上で雇用契約により教育職員として採用する外国人教師は必要であり、今後も継続願いたい。

△ 5年後に全ての外国人教師を雇用しないということではなく、5年後に文部科学省から予算が得られるかも分からぬ状況なので、何らかの見通しが立った際に改めて検討させていただきたい。

4 報告事項

(1) 平成17年度の授業料及び平成18年度の入学料・検定料について

理事（人事・教育担当）から、平成17年度の授業料及び平成18年度の入学料・検定料について、10月12日開催の役員会で審議した結果、資料4のとおり決定した旨の報告があった。

(2) 間接経費の取扱方針について

理事（研究・国際交流担当）から、本件に関しては10月12日開催の役員会で了承を得ていることなどの検討経過の説明があった後、受託研究費及び科学研究費補助金の競争的資金等に係る間接経費の取扱方針について、資料5-1に基づき説明があった。

引き続き、長崎大学における競争的資金等に係る間接経費の取扱要領が制定された旨の報告の後、同要領の内容について資料5-2に基づき説明があった。

なお、平成16年度の間接経費の配分方針等に関し、次のような説明があった。

○ 平成16年度の間接経費の配分方針については、研究費の確保及び研究費の使用に係る事務局経費として3分の1程度、受託研究等に係る消費税相当分として3分の1程度を見込んでおり、残りを全学の研究組織である先導生命科学研究支援センター、共同研究交流センター（仮称）、さらに環東シナ海海洋資源研究センター（仮称）の設置準備に充てる方向で検討している。

なお、来年度からはCOEに対する間接経費の積算が予定されるなど、間接経費の枠が拡大された場合の運用方針は、平成17年度予算編成の大学としての課題となるため、この間接経費の取扱方針に関しては、基本的には今年度限りと考えている。

(3) 長崎大学共同研究交流センターの設置について

理事（社会貢献・情報担当）から、本年2月27日開催の部局長会議で了承された共同研究交流センター（仮称）の設置に関し、10月12日開催の役員会において、同センター設置準備委員会の設置など、今後設置準備を進めることができた旨の報告があった後、①共同研究交流センター設置準備委員会の設置及び同委員会の構成員、②同委員会における検討スケジュール、③同センターの設置計画の内容などについて、資料6に基づき説明があった。

(4) その他

ア 交通安全の注意喚起について

議長から、交通安全の注意喚起については前回の本会議で依頼しているが、説明が不十分な面があったので、本日改めて説明する旨の発言があった後、大要次のような説明があった。

○ 労働関係法では、労働契約に基づく使用者の懲戒権は労働契約と無関係な私的行為にまで及ばないので、就業時間外における企業外の行為は、私的行為として原則的に懲戒処分の対象にならないと解されている。しかしながら、その私的行為が、業務運営に支障を及ぼしたり、会社の評判を著しく傷つけるなどの場合には懲戒事由となり得るとも解されている。

これを踏まえ、本学では就業規則に「職務の内外を問わず、本学の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。」という遵守規定を設け、更に職員懲戒規程に「本学の名誉若しくは信用を著しく傷つけたとき」及び「就業規則、船員規則その他本学が定める諸規程に違反したとき又は前各号に準ずる重大な行為があったとき」という規定を設けているので、交通違反事案がこれらの要件に該当する場合は懲戒処分ができることとなっている。

いずれにしても、国立大学が公的資金で運営されていることから、純然たる民間組織と異なり、厳しく判断せざるを得ないと考えているので、このような自覚を促していただき、交通安全に努めるよう指導願いたい。

イ 平成16年度会計検査院実地検査の実施について

理事（財務担当）から、平成16年度会計検査院実地検査が11月29日（月）から12月3日（金）までの5日間実施される旨の報告と、関係教職員へ周知するとともに遺漏のないよう協力願いたい旨の依頼があった。

ウ 大学間交流協定等に基づく授業料の相互不徴収について

理事（人事・教育担当）から、大学間交流協定等に基づく授業料の相互不徴収の実施に関しては、7月開催の教育研究評議会及び連絡調整会議でも検討の依頼があった旨の経緯説明があった後、本学の取扱いとして、①相互の大学間で授業料を不徴収として学生の相互交流を行う場合には実施できるものとすること、②部局間交流協定においても大学間交流協定と同様の取扱いとし、学長の許可を得た上で実施することとする方向で、現在検討している旨の報告があった。

また、この取扱いに関し、今後国立大学協会等において国立大学法人全体の取扱いが定められた際には、調整する必要がある旨の説明が加えられた。

なお、交流協定の相手側が私立大学の場合の取扱いについて質問があり、理事（人事・教育担当）から、私立大学であっても、大学間交流協定等に基づく双方向での学生の交流を基本として、授業料を相互に不徴収とすることが前提である旨の説明があ

つた。

工 平成16年度長崎大学マネージメントセミナーの開催について

理事（人事・教育担当）から、本学の部局長、学内共同教育研究施設長、学長補佐及び事務系幹部職員を対象として、平成16年度長崎大学マネージメントセミナーを11月26日（金）15時30分から開催予定である旨の案内と、セミナーへの出席について依頼があった。

オ 11月及び12月の教育研究評議会の開催日時について

総務課長から、11月及び12月の教育研究評議会の開催日時について、連絡があった。

以 上